

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
			【国・都道府県・管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「水防月間の実施」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	【国・都道府県・管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設での避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。
	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	—	【国・都道府県・管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県・管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方案について検討。
	・地域防災力の向上のための人材育成	—	【国・都道府県・管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。	【国・都道府県・管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項				
実施する施策	・洪水予測や水位情報の提供の強化	【国管理河川】 ・2018年7月から、荒川水系（関東）、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関係市町村への水位情報提供の試行を開始。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」(地下街を有する自治体で構成)を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。 ・2016年4月に水位周知下水道制度に関する技術資料(案)を公表済。 ＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約770箇所を設置済。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約500箇所を設置済。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・2015年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※)に設置完了。 (※)2016年1月時点	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一級への水位情報提供を開始。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道の指定に関する助言を実施。 【国管理河川】 ・危機管理型水位計<に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ2018年度までに約3000箇所)に設置。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により継続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所	【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【下水道】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、海岸管理上重要な施設で欠測防止等の対策がとられていない施設のうち、早期に対策が必要な約30施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了。 ＜危機管理型水位計＞ 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所)に設置。 ＜河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化＞ 【国管理河川】 ・72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ(公閉、夜間監視が可能)の対策を順次実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置) ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状態を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置) 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置)
	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハート対策)	【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流・バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約871km実施。	—	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハート対策等を概観。 ＜国管理河川＞約30河川 ＜都道府県管理河川等＞約130河川
	・避難路、避難場所の安全対策の強化	—	【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約620箇所において、円滑な避難を確保する砂防環境の整備等の対策を概ね完了。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	• 応急的な退避場所の確保	—	【国・都道府県管理河川共通】 • 協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 • 新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 • 安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 • 洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通して情報提供。
	• 河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 • 2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管理河川】 • 2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 • 協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。
(3)被害軽減の取組				
①水防体制に関する事項				
	• 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 • 重要水防箇所の周知徹底及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 • 2015年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受け77「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 • 重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 • 毎年、出水期前に、重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。
	• 水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 • 毎年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施。 • 毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施済。 • 2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載するとともに、把握したすべての水防活動の一覧、代表事例を国土交通省のホームページに掲載し、水防活動をPR。 • 2018年4月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報を実施。 • 2018年8月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 • 2019年5月、北海道は6月に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 • 水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 • 水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 • 協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本書としても水防団員募集に係る広報を実施。
	• 水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 • 毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 • 2018年3月に、昨年の法改正を踏まえ、要配慮者利用施設の水防訓練と線や地域の建設業者と連携した訓練の実施などの訓練の充実を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 • 水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 • 多様な関係機関、住民等の参画により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整して実施。	【国・都道府県管理河川共通】 • 引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。
	• 水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 • 2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知済。 • 2018年2月に「今出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携、協力した水防活動の検討を実施済。 • 2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 • 出水期における水防活動等と関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 • 2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 • 協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項				
実施する施策	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有、また、耐水化、非常用発電等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有、また、耐水化、非常用発電等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有、また、耐水化、非常用発電等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
	・早期復興を支援する事前の準備	【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版BCP策定の参考にできるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に浸水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が顕性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。
(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組				
実施する施策	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善	【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等の場において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会の場等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
	・排水設備の耐水性の強化	—	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所（水密扉の設置等約10箇所）、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。
	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地の有無について把握。 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。
	・庁舎等の防災拠点の強化	—	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
(5) 防災施設の整備等			
	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約281km実施。 【都道府県管理河川】 ・平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で現地着手済。	—	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。
	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に浸水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に浸水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川
・本川と支川の合流部等の対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報等を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能となる体制を構築。
・多数の家屋や重要施設等の保全対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報等を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能となる体制を構築。
・流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を約500河川のうち、約5割で現地着手。	【砂防】 ・多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施。	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。
・土砂・洪水氾濫への対策	—	【砂防・都道府県管理河川】 ・協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所や緊急性が高い箇所について情報等を共有。 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効果的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所や緊急性の高い約410箇所（砂防）・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等の対策を概ね完了。
・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国52ダムで実施（完成31ダム、実施中21ダム）。 ・2018年度より、3事業に新たに着手。 ・2017年6月に「ダム再生」をより一層推進する方策を示す「ダム再生ビジョン」を作成済。 ・2018年3月にダム再生の継続さや技術上の留意点等について、現時点の知見をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を作成済。 ・都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を2018年度に創設。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、2017年度に実施した総点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整った一部のダムで運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約100ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水・利水の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの治水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	【下水道】 ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道管理者でBCPを策定済み。 ・2017年9月に下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）を改定し、フラッシュアップを推進。 ・2018年3月末時点における都市浸水対策達成率は約58％。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者に対して、新たに創設した地権者向けの税制や、民間事業者による川蔵法面敷地の一体的な活用について周知を行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。 【下水道】 ・水害版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し情報提供。 ・浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備と河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を開発機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ・2020年度までに、各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さはは消波機能等が不足し、早期に対策の効果をおげられる緊急性の高い約130箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を実施。
	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等を対象に、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 【国管理河川】 ・2017年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」（案）を作成。 ＜操作の確実性向上に向けた操作規則案の改正＞ ・2018年4月に「河川管理施設の操作規則の作成基準の改正について」を作成。		＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 － ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 ＜電力供給停止時の操作確保＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 【国管理河川】約30ダム、排水機場等 約30台 【海岸】予備発電機の設置等 約20施設

